

根洗町自治会内規

I 会費、弔慰金、慰労金他

(会費、弔慰金、慰労金)

1 自治会費等 会員から徴収する会費は、次の通りとする。

(1) 自治会費

役員会において、会費金額は定める。

家族世帯会員1世帯	月額	自治会費	1,000円
単身の非持家会員	月額	自治会費	500円
学生1名につき	月額	自治会費	200円

(2) 臨時会費

特に必要が生じた場合、役員会の議決を経て徴収する。

(3) 自治会加入金

新たに会員となった場合、加入金を徴収する。

持ち家1世帯 5,000円

(4) 徴収

会費は毎月部長が徴収し、月末までにすみやかに会計に納入する。

ただし、会費は、2～12カ月分前納も可とする。

自治会加入金は加入時、会計に納入する。

(5) 免除

生活保護家庭、消防団員の世帯は、会費の納入を免除する。

(弔慰金)

2 弔慰金は、次の通りとする。

(1) 香料

世帯主	10,000円
同居する同一世帯家族	5,000円

—— 改定 2017年5月23日

(2) 自治会三役及び顧問については、その都度協議して決める。

(慰労金)

3 慰労金は、次の通りとする。

自治会三役が、職を辞するときは、在任1年につき1万円の慰労金を贈り、労をねぎらう。

4 役員等の手当

(1) 役員等の手当は、次のとおりとする。

会長、200,000円	副会長、会計	130,000円
監事、部長代表	13,000円	部長 10,000円

—— 改訂⑫ 2020年3月23日

(2) その他委員の謝礼金

民生児童委員、氏子代表	13,000円、	保護司、安全推進員、	10,000円
スポーツ推進委員	10,000円、	安全推進委員補助員、	5,000円

—— 改定 2016年1月23日

II 役員の選出について

本会の役員の選出要領は、次の通りとする。

—— 改定 2016年1月23日

- 1 会長、副会長、会計は町を4分（1～2、3～5、6～8、9～11部）し、各ブロックから三役候補者1名を選出する。
- 2 役割分担は候補者4名の互選により決定する。
- 3 監事は町を2分（1～5、6～11部）し、各ブロックから1名を選出する。
- 4 部長は各部からそれぞれ選出する。
- 5 部長代表は町を4分（1～2、3～5、6～8、9～11部）し、部長の互選により選出する。
- 6 顧問は役員会に諮り、会長が委嘱する。
- 7 三役及び監事の選考委員は、当該年度の各部部長とし、選考委員長は部長の互選により選出する。
- 8 三役の選考については、9月部長定例会時に候補者を選定し、11月部長定例会までに内諾を得て決定するものとする。

三役の選出について上記により決定を見ないブロックについては、下記の方法により選出する。

—— 改定 2019年11月23日

- 9 選考委員長を中心に、選考委員は年齢60歳から75歳までの該当者の中から候補者を選出し、11月部長定例会に提出する。本人の承諾があれば年齢枠外の人でも選出可能とする。
- 10 推薦、互選により選出するが、選出が困難な場合においては、投票等を実施する。
- 11 選考委員は投票予定日を決定しブロックの全世帯に周知徹底する。選考委員及び候補者等の立会いのもと、即日開票し、三役候補者を決定する。

III 消防団員（30分団員）の選出について

- 1 消防団員は町を4分（1～2、3～5、6～8、9～11部）し、ブロック各2名ずつ選出する。
- 2 消防団員の年齢は、およそ18歳～30歳とする。
- 3 任期は、おおむね6年間とする。
- 4 選出の方法
部長代表が選出委員長となり、各部長が補佐し、各ブロックの適齢者と話し合いの上選出する。

IV 会議等

1. 規約に定められた会議のほか、次の会議を持つことができる。
 - (1) 三役会
 - (2) 三役及び監事選考委員会
 - (3) 主要行事实行委員会
出席者は、自治会三役、部長代表、各部会（社会体育部、女性部、子ども会、悠々会、フェスタ部）代表とする。
 - (4) 編集委員会（根洗町だより）
委員 自治会部長 2名、社会体育部 2名、女性部 2名、子ども会 2名
編集委員長 1名、副委員長 1名、会計 1名を委員の互選により選出し、運営する。
発行は年4回とする。（発行予定月は7月、10月、1月、4月）
 - (5) その他必要な会議

V 部会

自治会の中に、次の各部会を置く。

—— 改定 2016年1月23日

部長会、女性部、社会体育部、子ども会、悠々会、フェスタ部を置き、各部会は内規を定める。

VI 書記

部長会の書記は、部長が交代で行う。

VII かたづけ

部長会のあと片付けは、3ヵ月ずつ交代で行う。

1～2部（4～6月） 3～5部（7～9月） 6～8部（10～12月） 9～11部（1～3月）

VIII 文書の保存期間

—— 改定 2019年11月23日

以下、4頁 付表 - 1 の様に定める。

IX 消防協力金

根洗町選出消防団員（30分団員）に対して消防協力金を設け、活動手当とする。

協力金 1世帯 1,000円/年 毎年4月に部長が集金し、担当副会長が管理する。

附則

1. この内規は、平成9年4月1日から施行する。
2. 内規の変更

—— 改定 2016年1月23日

この規約は、役員会（部長会）において協議の上、2/3以上の賛成をもって変更することができる。

但し、役員会において総会の承認を必要と判断した事案については、これに従うものとする。

* 改訂履歴は 「改訂履歴一覧表」 参照

付表 - 1 (VIII 文書の保存期間)

	永久保存	10年間	6年間	4年間
資産関係	権利証類 設備資料 (現物廃棄まで) 機器資料 (現物廃棄まで)			
名簿類	自治会員台帳 歴代役員一覧表			
議事録類		総会	部長定例会 行事資料 (敬老会等)	各部会行事の三役の保存分
会計関係	会計決算書	元帳 使用済の銀行通帳	調書 各部会予算・決算書	電気料金領収書 自治会費納付票
資料	根洗町だより 郷土資料類			
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記に記されていないものは個々にファイルの表紙に保存期間を明記しておく ・ 市関係、連合自治会等の、自治会外部の資料は会長が定めておく ・ 連合自治会関係の年番資料は次回の年番の年まで保存 (三方原神社等) ・ 今後作られる新文書ファイルの保存期間は三役で検討し決定する 			

★ 市から要望されているものは、会計決算書10年間 (H29年度の三役が市に確認した)